

構造物診断技術研究会 会員規約

(本規約)

第1条 本規約は、構造物診断技術研究会の会員の活動内容について定めるものである。

(事務局)

第2条 本研究会の事務局は、鹿児島市郡元 1-21-40 鹿児島大学工学部海洋土木工学科棟内に置く。

(会員の権利)

第3条 当研究会の会員は下記の権利を有する。

- (1) 構造物の診断技術に関する特別講演会への参加
- (2) 技術講習会、見学会等による構造物等の診断技術向上支援事業への参加
- (3) 構造物等の診断技術に関連する技術者資格等の取得支援事業への参加
- (4) 当研究会の経費によって整備された機器やソフトウェア等の使用
- (5) 構造物等の維持管理及び診断技術に関する相談
- (6) 建設材料、建設部材等の性能評価試験の会員価格による委託
- (7) その他研究会の活動内容に関する提案

(会員の種類)

第4条 本研究会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員は、本研究会の目的に賛同し入会した会社あるいは団体とする。
- (2) 賛助会員は、本研究会の事業を賛助する団体とする。
- (3) 特別会員は、本研究会の事業に賛同し、助言や協力をする団体とする。

(事業年度)

第5条 本研究会の事業年度は6月から翌5月末までとする。

(会費)

第6条 正会員および賛助会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員：年10万円（ただし同一団体から複数人が参加する場合は、1人を超える者に対して、1人につき3万円を加算する）

(2) 賛助会員：年10万円

2 年度途中の入会については、次のように定める。

(1) 11月末日までに入会した場合は、年会費の全額を入会月の翌月末日までに納入するものとする。

(2) 12月1日以降に入会した場合は、年会費の半額を入会月の翌月末日までに納入するものとする。

3 年度途中で退会した場合も含め、一度納入した会費の返還は行わないものとする。

(入会・退会・変更)

第7条 入会を希望する団体は、事務局に届け出て理事会の承認を得るものとする。

2 退会を希望する団体は、事務局に届け出て理事会の承認を得るものとする。

3 会員の登録内容に変更があった場合は、その内容を事務局に届け出るものとする。

(規約の変更)

第8条 当研究会の理事会の議決により本規約の各項目のいずれかを変更することができる。

この規約は、平成30年1月31日から施行する。

この規約は、平成30年11月20日から一部改正により施行する。